（別紙14）

# 施設の維持管理に関する計画書（最終処分場）

(1) 共通事項

| | |
|---|---|
| 飛散防止措置 | 埋立地周辺への侵入防止を兼ねた飛散防止設備を設置するほか、廃棄物の埋立てに際しては敷き均し転圧により十分な廃棄物の締め固めを行い、覆土の施工及び散水により廃棄物の飛散及び流出を防止します。 |
| 流出防止措置 | 埋立地周囲に段階的に土堰堤を設け、埋立面を土堰堤の天端高さより低くします。十分な締固めと即日覆土を徹底します。 |
| 悪臭飛散の防止措置 | 覆土の施工により悪臭の発散を防止するほか、万一の悪臭発生に対処するため消臭剤を常備します。 |
| 火災の発生防止措置 | 管理事務所等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁し、入口及び埋立地の見やすい箇所に、火気の使用を禁止する場所であることを表示する掲示板を設置して注意喚起を行い、。管理責任者を配置します。万一の火災発生に備え消火器設備等を設置し、所定の能力が発揮できるように点検整備を行います。 |
| 害虫の発生防止措置 | 覆土の施工により、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するほか、害虫の発生に対処するため薬剤を常備します。 |
| 囲いの維持管理方法 | 日常点検で破損等の有無を調べて、破損箇所は早急に補修を行います。 |
| 表示の維持管理方法 | 常に見やすい状態を保ち、汚れたり破損した場合は、速やかに清掃・補修を行い正常な状態を保ちます。また、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えます。 |
| 維持管理に関する点検、検査等の記録の保存方法及び保存期間 | 管理事務所にて保存が義務づけられている維持管理に関する記録を処分場廃止までの間、保存します。 |
| 最終処分場周縁地下水の定期水質検査の方法 | （埋立開始前）<br>最終処分場の上流と下流に設置する４つの観測井戸にて、使用前検査終了後から埋立処分開始前までの間に「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準」（以下「群馬県維持管理基準」という）の別表第七 地下水基準」の「項目」の欄に掲げる項目、電気伝導率、塩化物イオン及びダイオキシン類について水質検査を計量証明事業者又は公的機関にて実施し、かつ、記録します。<br>（埋立開始後）<br>最終処分場の上流と下流に設置する４つの観測井戸にて、地下水基準の項目及びダイオキシン類について上流側は一年に一回以上、下流側は六月に一回以上測定し、かつ、記録します。<br>また、塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録します。塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水基準項目及びダイオキシン類について測定し、かつ、記録します。 |
| 擁壁等の点検方法 | 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には速かにこれを防止するために必要な措置を講じます。 |

(2) 安定型最終処分場

| | |
|---|---|
| 廃棄物の展開検査の方法及びその結果の記録の方法 | ― |
| 浸透水の定期水質検査の方法 | ― |

(3) 管理型最終処分場

| | |
|---|---|
| 遮水工の損傷防止方法 | 埋立重機による損傷を防止するため底面部には50cmの保護土を敷設し、法面部には廃棄物の埋立前に高強度保護マットを敷設して遮水シートを保護します。また、埋立重機による遮水工破損を防止するためにオペレータへの教育を徹底します。 |
| 遮水工の点検方法及び遮水効果の低下のおそれがある場合の措置 | 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、遮水効果低下の原因調査に努め、その原因に応じて有効な措置を検討し、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じます。また、必要に応じて電気によるスパーク検査を行う他、保護マット敷設前には必ずスパーク検査を行います。 |
| 埋立地への雨水流入防止措置（保有水等集排水設備が 不要な場合） | ― |
| 調整池の点検方法及び損壊のおそれがある場合の措置 | 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。 |
| 浸出水処理設備の維持管理方法 | 放流水の水質が群馬県維持管理基準の別表第四の排水基準に適合するよう機能の状態を定期的に点検し、機能の低下が生じないように必要な措置を講じます。また、設備の記録を作成し必要期間保存します。浸出水処理設備の設計計算書に基づく能力が発揮できるよう機器や薬品の管理・点検を実施すると伴に水質・水量の変化に応じ、浸出水処理設備を維持管理します。浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 |
| 浸出水処理設備の点検方法及び異常時の措置 | 専従の運転員を配置し、常時、操作盤で設備全体の作動状況を点検するほか、定期的に各機器の運転状況の点検を行います。また、異常時には、状況を把握し、必要に応じて浸出水処理設備や処理水の放流を停止させます。速やかに原因の調査を行い設備の修復を行います。その間、浸出水調整槽や浸出水処理施設内の調整槽等に貯留し対処します。 |
| 放流水の定期水質の検査の方法 | 群馬県維持管理基準の排水基準の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。<br>水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について一月に一回以上測定し、かつ、記録します。 |
| 埋立地への地表水の流入防止設備の維持管理方法 | 埋立地の周囲に設置した開渠その他の設備の機能を維持するとともに、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じます。 |
| 埋立地から発生するガスの排除方法 | 埋立ての進捗に合わせ浸出水集排水設備と兼用の竪型ガス抜き管及び法面ガス抜き管を適宜延長し、埋立地から発生するガスを排除します。 |